

宮城県こども・若者の自殺危機対応チーム事業実施要綱

(目的)

第1 近年、全国的にこども・若者の自殺者数が増加しており、こども・若者のかけがえのない命を守り、自死に追い込まれることのない社会を実現するための取組は喫緊の課題である。こども・若者が自死に至る背景や要因が多岐にわたる中で、自殺未遂歴や自傷行為等、自殺危機を抱える者に対する早期介入及び支援強化は特に重要である。

そのため、宮城県(以下「県」という。)は、こども・若者の自死対策に関し専門的知識及び技術を有する専門家チーム(以下「自殺危機対応チーム」という。)を設置し、こども・若者にとって身近な支援者である学校や市町村等、地域の関係機関(以下「地域支援者」という。)に対して、早期からのリスク把握や適切な介入等の相談及び助言を行い、自死を未然に防止することも・若者の自殺危機対応チーム事業(以下「事業」という。)を実施するものとし、その実施に関しては、この要綱の定めるところによる。

また、事業をとおして地域の自死対応力の向上を図るとともに、地域支援者等が緊密に連携することにより、こども・若者を取り巻く地域支援者のネットワーク構築を促し、切れ目のない包括的な支援を推進する。

(実施主体)

第2 本事業の実施主体は県とし、県自死対策推進センターである県精神保健推進室及び県精神保健福祉センターに加えて、県義務教育課及び県高校教育課が共同で、第3(2)及び(3)の会議事務局を担うものとする。

(事業内容)

第3 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 自殺危機対応チームによる地域支援者に対する支援
- (2) 自殺危機対応チーム会議
- (3) 自殺危機対応チーム運営会議

(事業対象者)

第4 本事業の対象者は、自殺危機を抱えるこども・若者(以下「対象生徒」という。)を身近で支援している学校や市町村等の地域支援者とする。

なお、対象生徒とは、県立高等学校に在学し、次のいずれかにあてはまる者とする。

- (1) 自傷行為の経験がある
- (2) 自死をほのめかす言動があり、自死の可能性が否定できない
- (3) 自殺未遂歴がある
- (4) その他、養護教諭やスクールカウンセラー等が支援している対応困難なケース

(自殺危機対応チームによる地域支援者に対する支援)

第5 自殺危機対応チームによる地域支援者に対する支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 対象生徒のアセスメントや課題の整理
- (2) 対象生徒のリスク判断についての助言
- (3) 対象生徒本人や家族に対する関わり方についての助言
- (4) 対象生徒に必要な医療等に関する助言
- (5) 対象生徒に必要な地域支援者の紹介
- (6) 学校で開催されるケース会議等への参加
- (7) その他、必要とされる支援

(自殺危機対応チームによる支援の受付)

第6 自殺危機対応チームによる支援の受付は、県精神保健福祉センターにおいて行うものとする。

2 自殺危機対応チームによる支援の体制及び手順等に関し必要な事項は、別に定める。

(自殺危機対応チーム会議)

第7 県精神保健福祉センター所長は、自殺危機対応チーム会議(以下「チーム会議」という。)を開催する。

- 2 チーム会議は、別表1に掲げる者をもって構成する。
- 3 チーム会議は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 第5の自殺危機対応チームによる地域支援者に対する支援の方針及び結果の検証に関すること。
 - (2) 自殺危機対応チームの支援技術向上の取組に関すること。
 - (3) その他、こども・若者の自死対策に関すること。
- 4 チーム会議の庶務は、県精神保健福祉センターにおいて処理する。

(自殺危機対応チーム運営会議)

第8 県精神保健推進室長は、自殺危機対応チーム運営会議(以下「運営会議」という。)を開催する。

- 2 運営会議は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 運営会議は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 事業の実施状況、成果及び課題等の共有に関すること。
 - (2) 今後の事業方針の検討に関すること。
 - (3) その他、事業に関し必要な事項に関すること。
- 4 運営会議には座長を置き、座長が議事を進行する。
- 5 座長は運営会議構成員の中から、互選により選任する。
- 6 運営会議の庶務は、県精神保健推進室において処理する。

(秘密の保持)

第9 本事業の実施に関わる関係者等は、事業に関し知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年7月15日から施行する。

別表1(第7の2関係)

	区分(職種等)		人員
1	精神科病院	児童精神科医師	各1~2人程度
2		精神保健福祉士	
3	精神保健福祉士		
4	社会福祉士		
5	公認心理師・臨床心理士		
6	弁護士		

別表2(第8の2関係)

	区分(職種等)		人員
1	精神科病院	児童精神科医師	各1~2人程度
2		精神保健福祉士	
3	精神保健福祉士		
4	社会福祉士		
5	公認心理師・臨床心理士		
6	弁護士		
7	市町村(支援対象者の居住市町村)		
8	教育事務所児童生徒の心のサポート班		